



WIPO | MADRID

The International
Trademark System



マドリッド制度の概要

Webinar of the Madrid System

大塚 正俊

アソシエイトオフィサー、
マドリッド情報・促進部、
マドリッド登録部、WIPO

目黒 潤

コンサルタント、
WIPO日本事務所

2020年 5月25日

GoToWebinarの利用方法

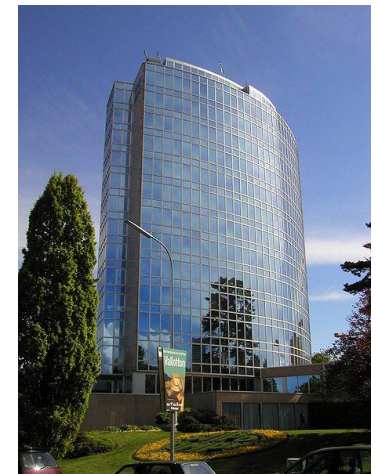


本日のウェビナーの流れ

- プレゼンテーション
- 参加型の質疑応答
- Q& Aセッション
- プレゼン資料
([Madrid Webinar page](#)よりダウンロード可)
- アンケート

■ Table of Contents

1. マドリッド制度の概要～メリット・加盟国・統計情報～
2. 国際登録出願のプロセス
 - (1)出願・本国官庁における認証
 - (2)国際事務局における方式審査・国際登録
 - (3)指定国における実体審査
3. 国際登録の管理



WIPO | MADRID
The International
Trademark System

1. マドリッド制度の概要

～メリット・加盟国・統計情報～

■ ブランド（商標）保護の重要性



❖ ブランドの確立

- ブランドは製品やサービスの高付加価値化や差別化に極めて有効
- 企業の信用が商標に化体されることで高い価値を有するブランドが確立

❖ 海外展開に伴うリスク

- 海外において先行商標権者が存在する場合、そのブランドは使用不可
- 海外において第三者により商標の冒認出願がなされるリスク

❖ 模倣品対策

- 外国において模倣品を取り締まるためには外国における商標権取得が重要
- 国際的な展開に成功した企業ブランドのフリーライドを防ぐ

■ マドリッド制度とは？

- ❖ 欧州連合（EU）等を含む、106の加盟国（122カ国をカバー）を指定し、本国官庁に一つの出願をすることで、商標を複数国に同時に出願するのと同等の効果を得ることができる制度
- ❖ また、商標が国際登録簿に記録（国際登録）された後は、国際登録の更新や名義人の変更などの各種の管理手続きを一括で行うことができる
- ❖ さらに、国際登録後でも、新たな国を追加で指定（事後指定）し、保護の拡張をすることも可能

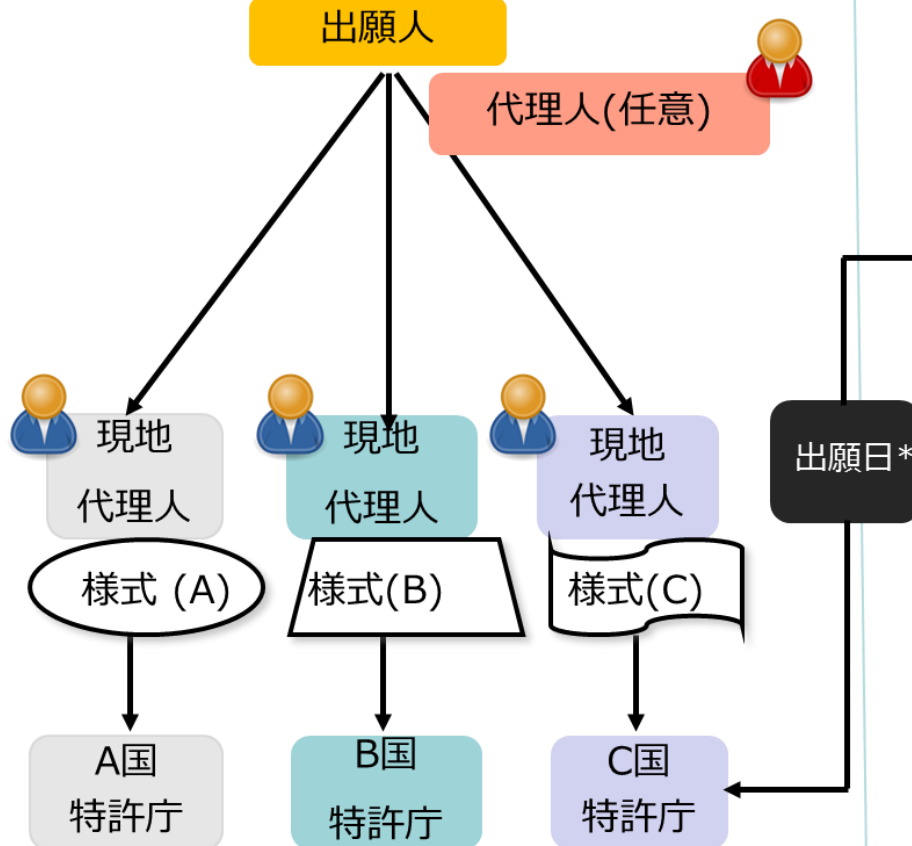


■ マドリッド制度とは？

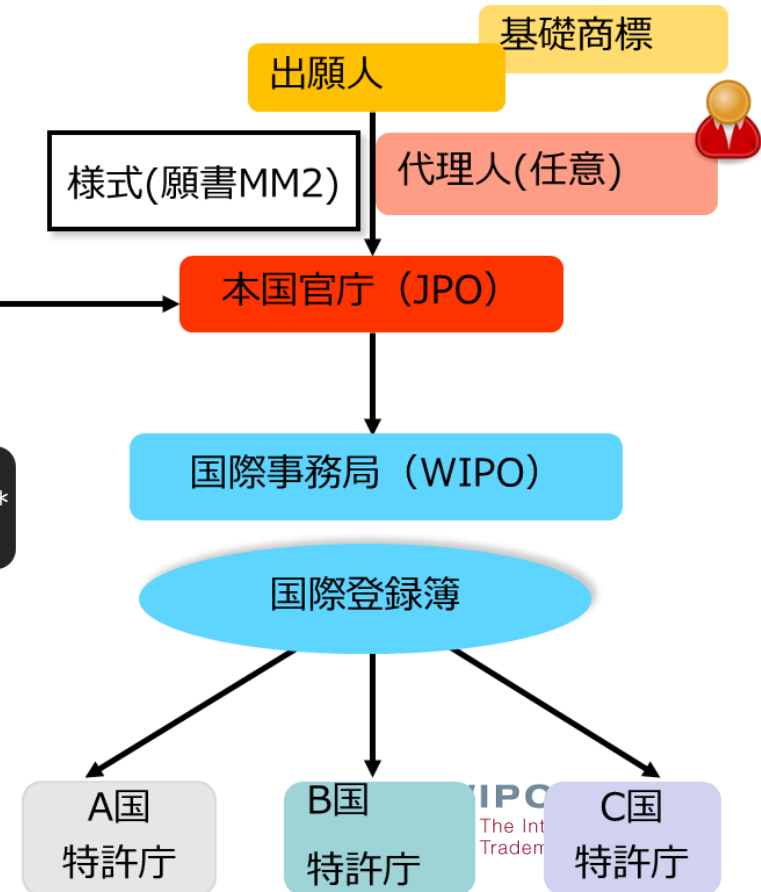
属地主義を採用する商標制度の下では、各国で出願手続や管理が必要になるため権利者には負担感あり。マドリッド制度は、加盟国への一括出願、さらに一括管理を可能に。

<出願時>

■ 直接出願



■ マドリッド制度



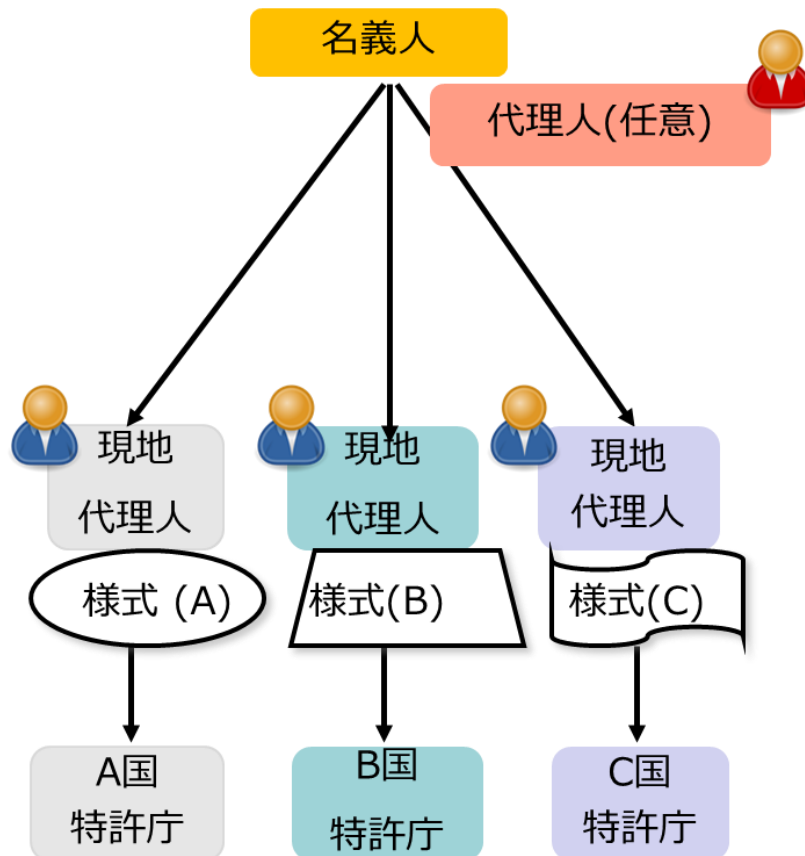
WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

*マドリッド制度については、国際登録出願を本国官庁が受理した日から2ヶ月以内に国際事務局が受理したとき。

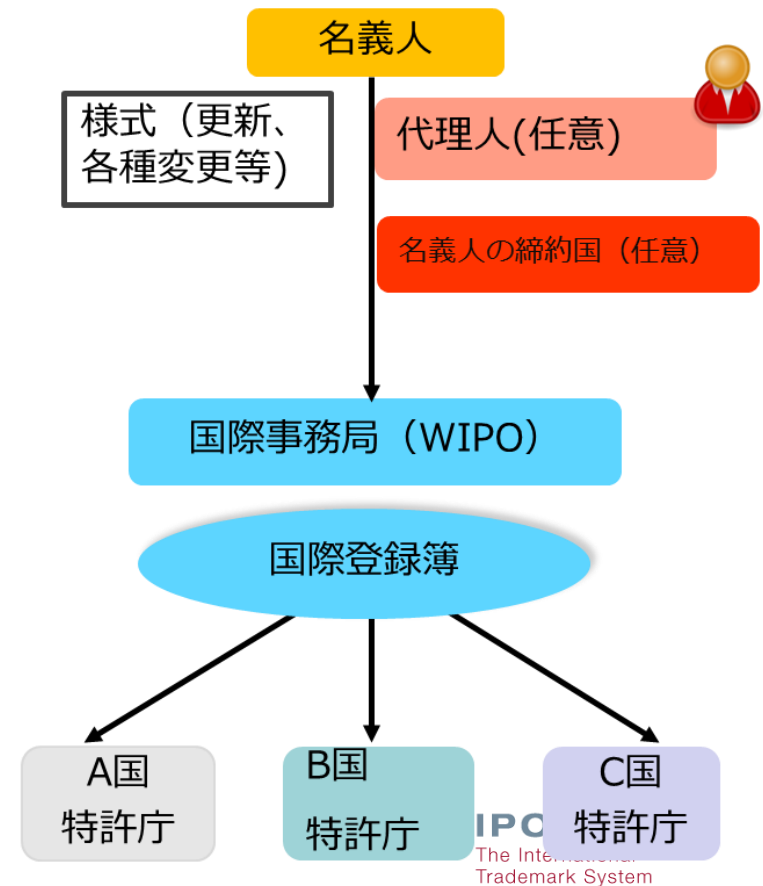
■ マドリード制度とは？

<各種変更・更新時等>

■ 直接出願



■ マドリード制度



■ マドリッド制度のメリット（まとめ）

出願コスト (短期)

- 複数国に一括出願
- 願書は一通（単一様式、単一言語）
- 出願時の代理人利用は任意

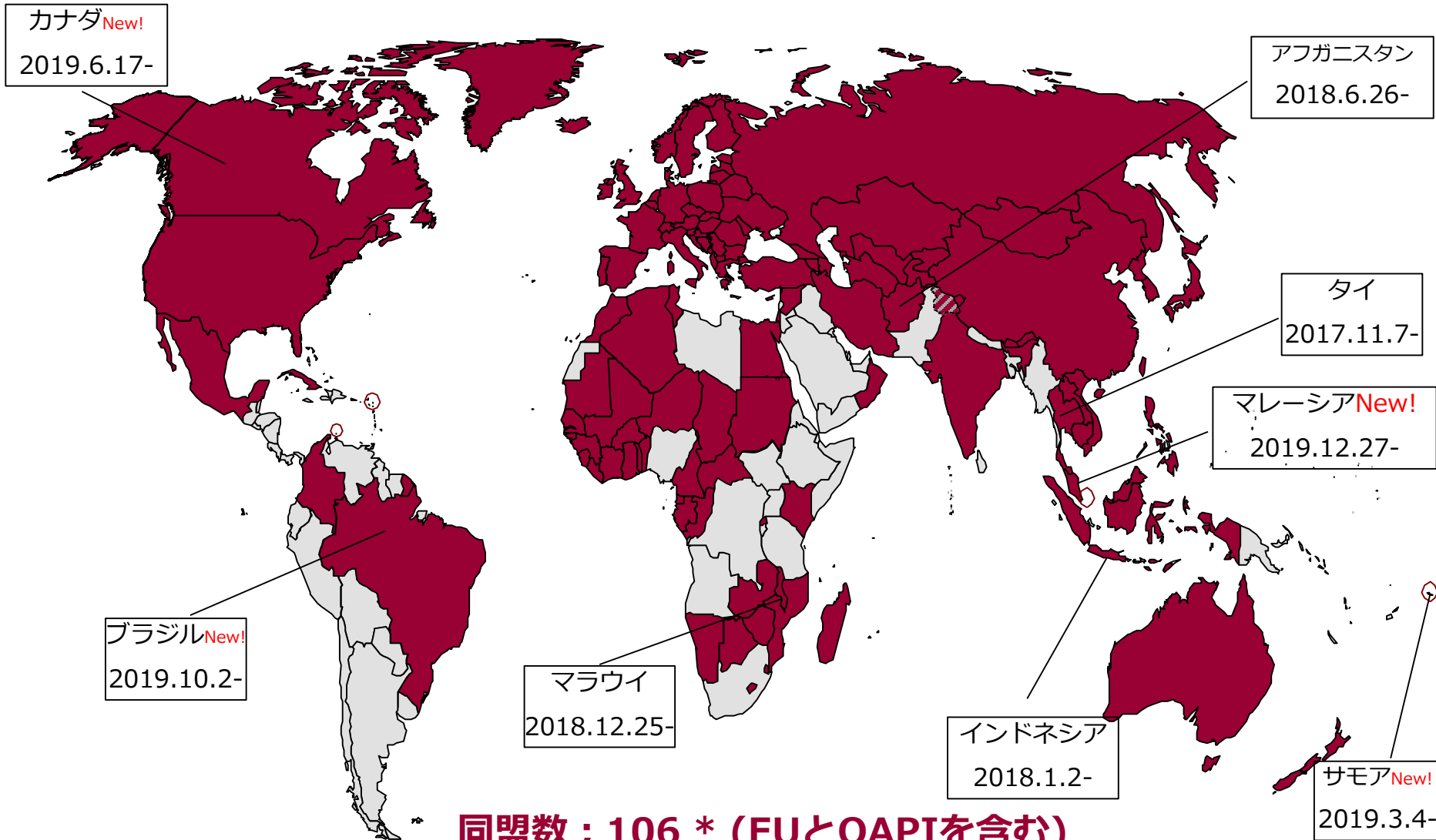
管理コスト (中・長期)

- 更新・名称変更などの一括手続
- 事後指定による柔軟な保護地域の拡張

透明性

- 各国での審査は一定期間内
- 根拠を明記した拒絶通報
- 統一言語での管理

■ マドリッド同盟国 (世界地図)

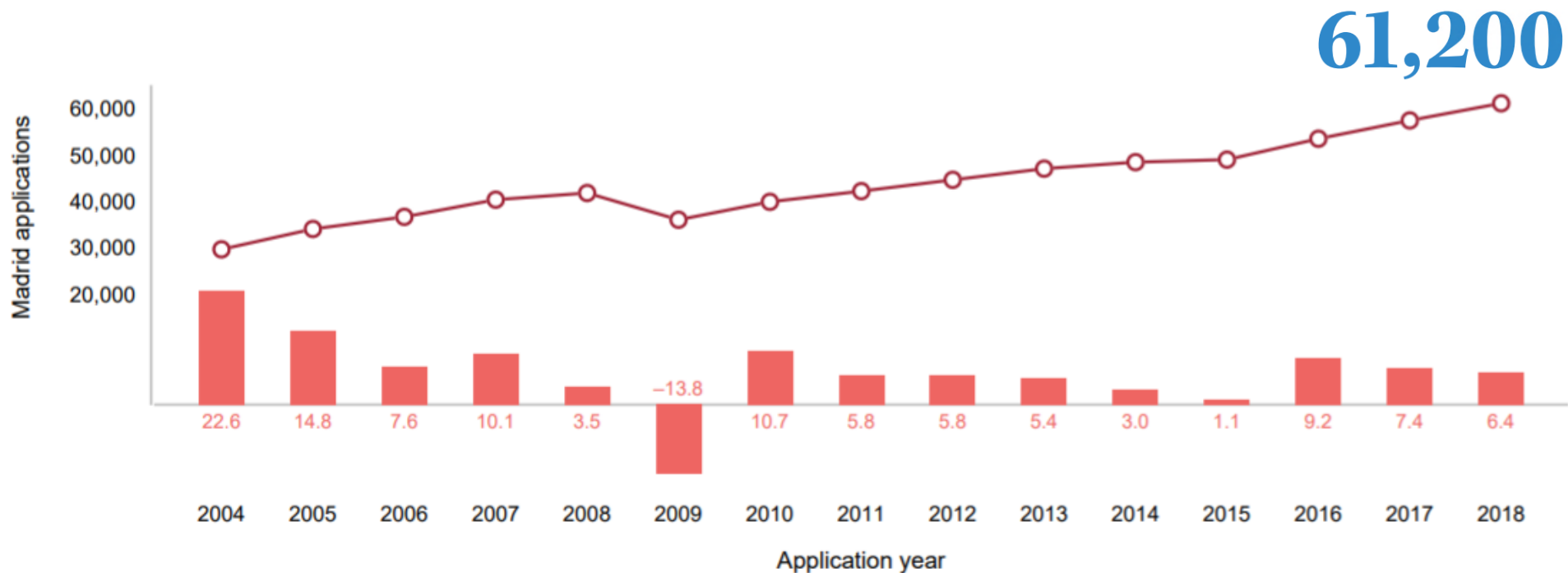


**同盟数 ; 106 * (EUとOAPIを含む)
122か国をカバー**

WIPO | MADRID
The International
Trademark System

*すべての同盟(国・地域)は議定書に加盟。
そのうち55か国は協定にも加盟

■ 統計情報：国際出願件数（2018年）

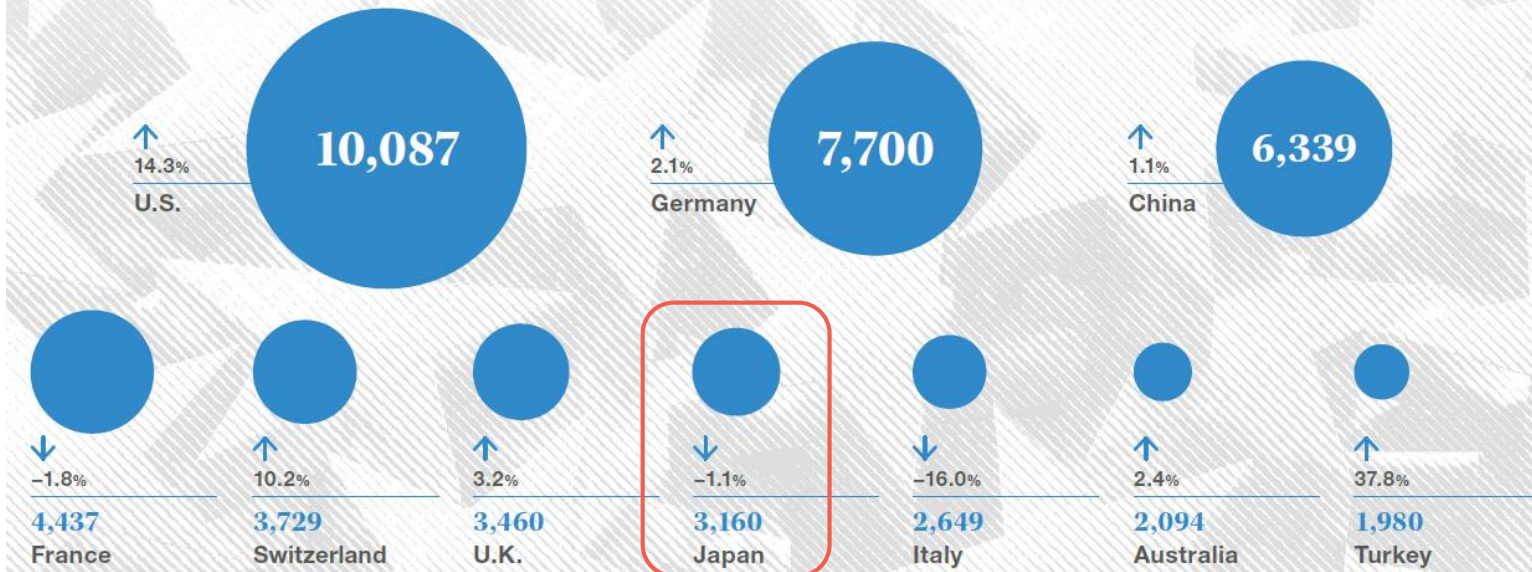


Source: https://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo_pub_940_2018.pdf

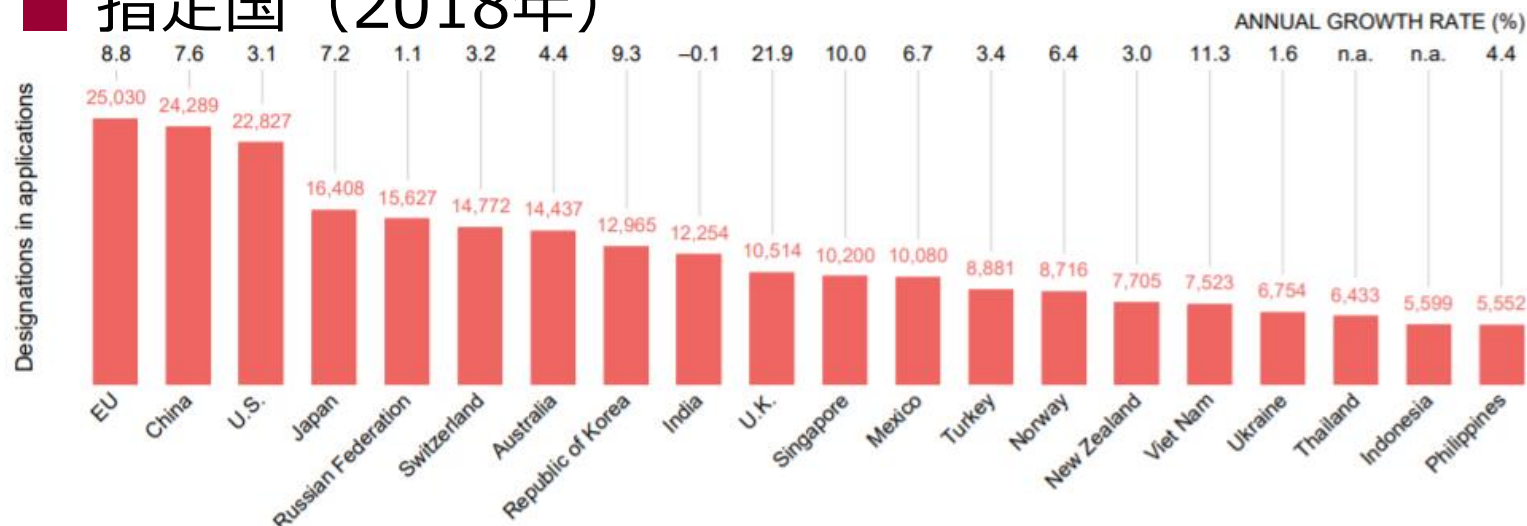
■ 国別国際出願件数 (2019年)

Top 10 countries

Number of Madrid applications and percent growth since 2018



■ 指定国 (2018年)



MADRID
national
'k System

質問 1

マドリッド協定議定書を通じた出願でよく指定されている区分はどの分野でしょうか？

- コンピュータ・エレクトロニクス関連商品 (Class 9)
- ビジネス関連サービス (Class 35)
- テクノロジカルサービス (Class 42)
- 娯楽・教育・研修サービス (Class 41)

■ 指定区分（2019年）

Top 5 classes

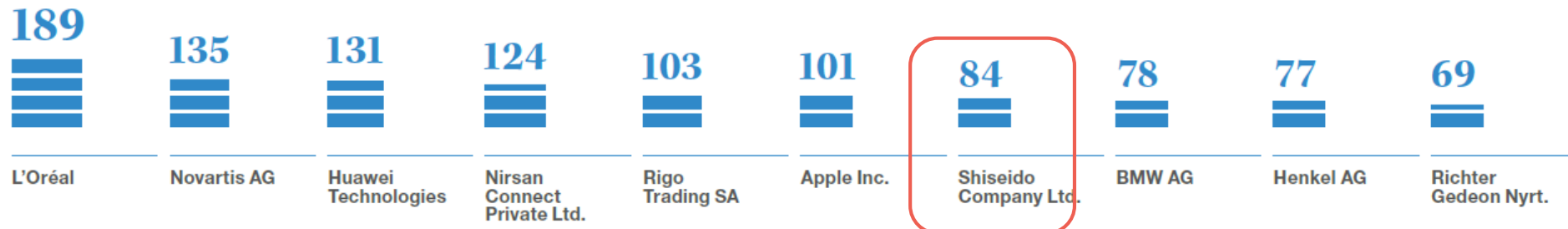
Number of classes specified in international applications and share of total



■ 出願人別出願数（2019年）

Top 10 Madrid applicants

Number of Madrid applications



Source: https://www.wipo.int/export/sites/www/ipstats/en/docs/infographic_madrid_2019.pdf

Trademark System

■ マドリッド制度の法体系

標章の国際登録に関する
マドリッド制度

- マドリッド協定 (1891)
- マドリッド議定書 (1989)
- 共通規則 (1996)
- 実施細則 (2002)
- 標章の国際登録に関するガイド
- 締約国の国内法及び規則

質問 2

マドリッド制度において国際登録され、現在も存続している最古の商標はいつ登録されたものでしょうか？

- 1893年
- 1989年
- 2000年
- 1920年

■ 約130年間にわたり約150万件にも及ぶ国際登録



- 存続している最古の国際登録
LONGINES の商標で**1893年**に国際登録されています。



- 2018年にBODYJAMA の商標が140万件目の国際登録で国際登録されています。現在、国際登録簿には**約150万件**の国際登録が存続しています。

2. 国際登録出願のプロセス

質問 3

マドリッド協定議定書に基づく出願をする際、願書（MM2）を提出できるのはどこでしょうか？

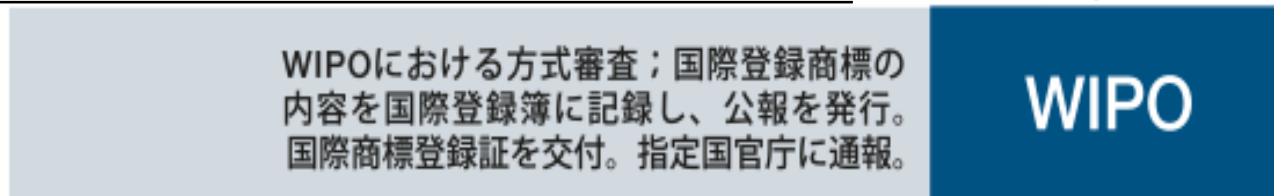
- WIPO
- 本国官庁
- 指定国官庁のいずれか
- WIPO又は本国官庁のいずれか

■ 国際登録出願のプロセス

(1) 出願・本国官庁における認証



(2) 国際事務局における方式審査・国際登録



(3) 指定国における実体審査

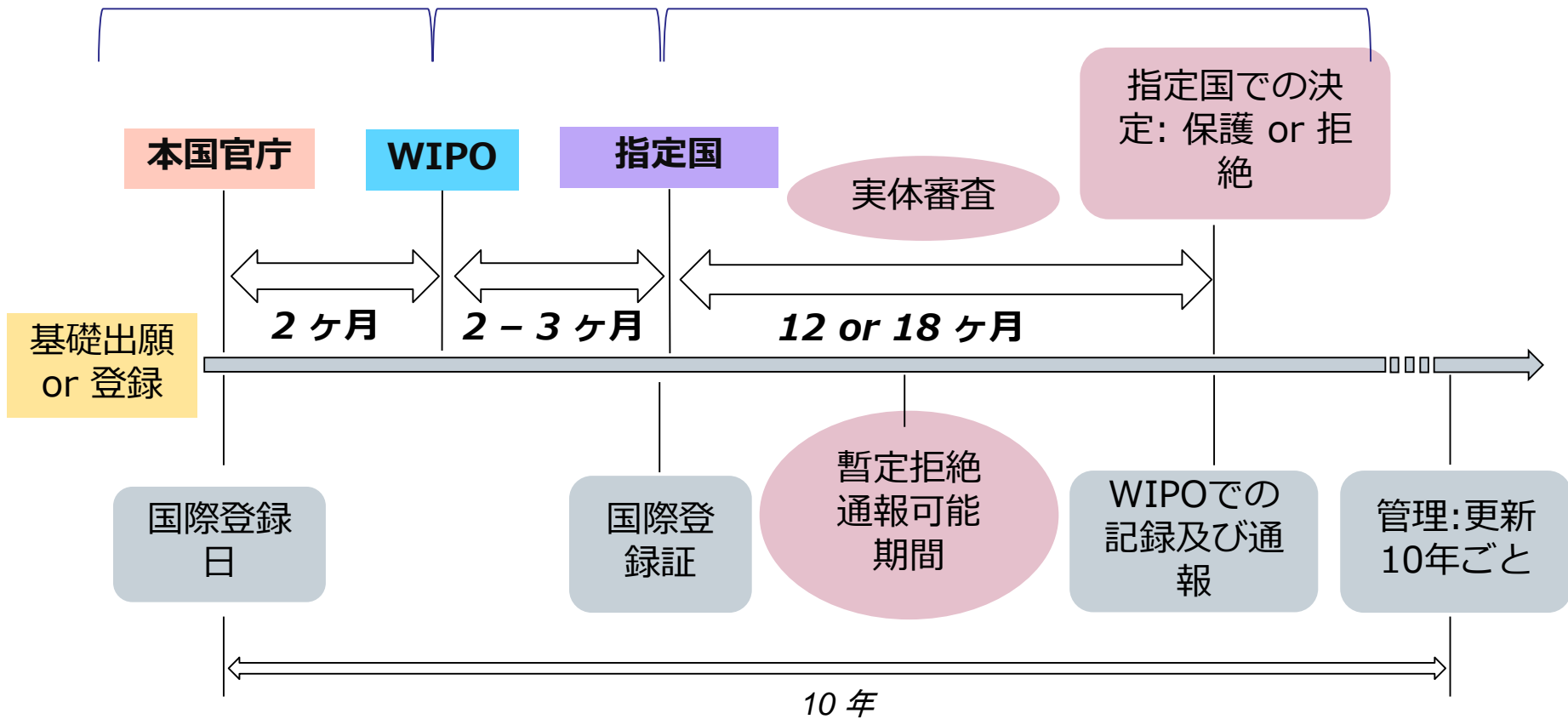


■ 手続の流れ

(1) 出願・本国官庁における認証

(2) 国際事務局における方式審査・国際登録

(3) 指定国における実体審査



(1) 出願・本国官庁における認証



(2) 国際事務局における方式審査・国際登録



(3) 指定国における実体審査



■ 実務上のポイント：案件の選別

制度の特徴（基礎要件）を加味して案件選択が必要。マドリッドルートを原則利用して、未加盟国のみ直接ルート採用が合理的。

▶ 同一商標で展開する商品

✓ 英語名のコーポレートブランド、ロゴマーク、ペットネーム等

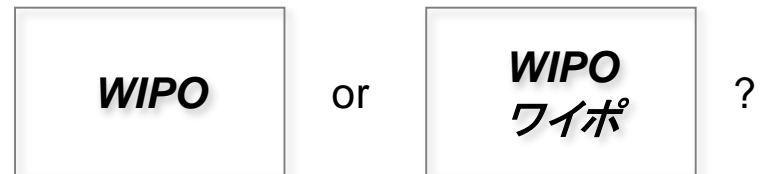
▶ 将来的見通しも含めて数カ国以上に展開予定

✓ 中長期的な観点を踏まえると、2～3ヶ国以上でコストメリットあり。

✓ 事後指定の可能性も考慮すべき。

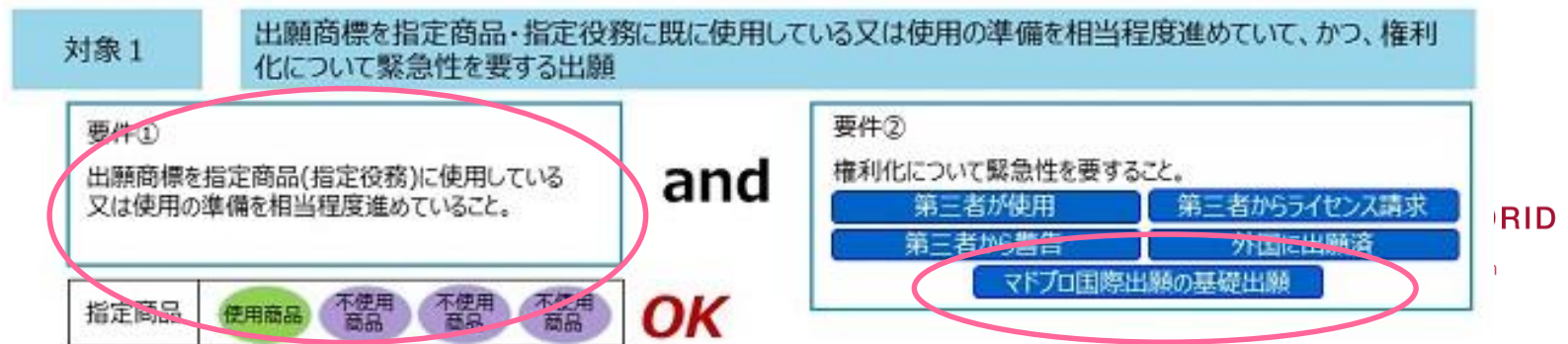
▶ 基礎商標に特段の問題がない案件

✓ 基礎商標の登録可能性には注意が必要。



(参考) **2017年2月～** 日本国特許庁において、国際出願“予定”の「基礎出願」も新たに早期審査・早期審理の対象として拡大。

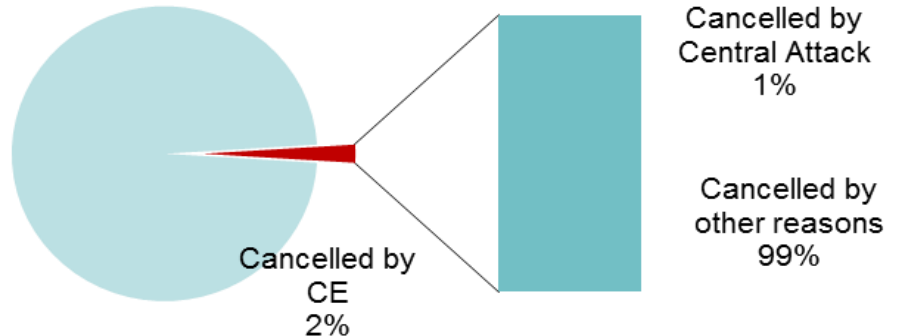
https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/souki/shkouhou.htm



■ 実務上のポイント：一定期間の基礎商標への従属

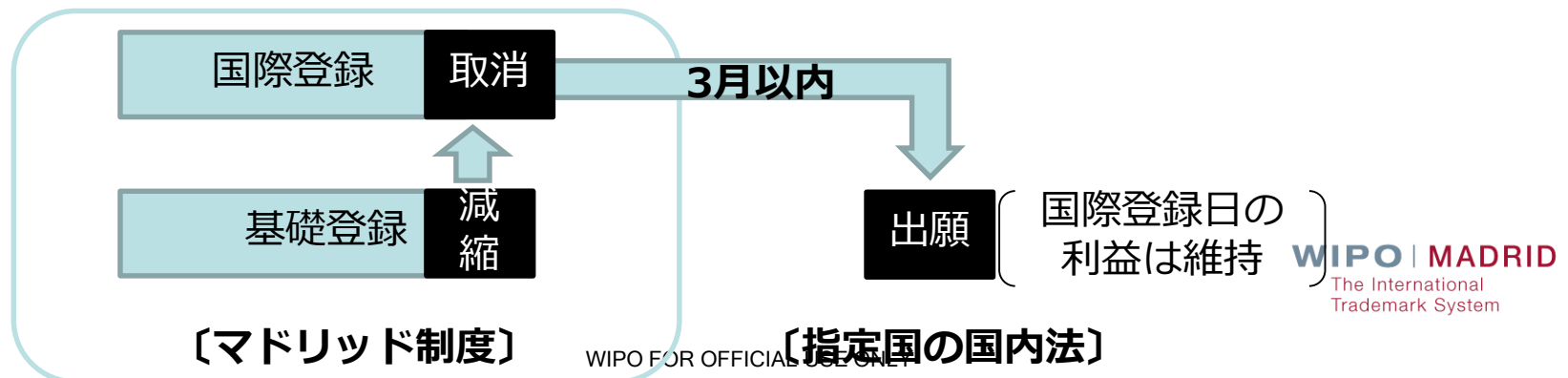
国際登録日から5年以内に基礎出願・登録が縮減、拒絶、無効などされたときは、それに相当する範囲で国際登録の一部または全部が取り消されます（議定書6条(3)）。

なお、従属性の影響で基礎商標が消滅している大半は、出願中の商標を基礎としているケース。第三者からの異議、無効審判、不使用取消審判などにより消滅した確率は非常に少なく、救済措置もあるため過剰な心配は不要。



▶ 救済措置：トランスフォーメーション

従属性に基づき国際登録が取り消されたとしても、取消日から3ヶ月以内は国際登録日の利益を保持したまま各国出願に移行することが可能（議定書9条の5）。具体的手続は各国の制度運用に委ねられております。



■ 実務上のポイント：様式の作成・手続方法（2）

▶ 共通規則・ガイド（特許庁仮訳）

日本国特許庁のホームページにおいて、マドリッド協定議定書、共通規則、実施細則、ガイドの日本語仮訳を掲載しています。条約（議定書）の条文解釈や実務の詳細などについては、規則やガイドに説明されていることも多いので、制度についてお調べになる際は、共通規則やガイドもご参考ください。

特許庁 JAPAN PATENT OFFICE

ホーム お知らせ 制度・手続 施策・支援情報 資料・統計 特許庁について お問い合わせ Q&A

ホーム > 制度・手続 > 国際出願 > マドリッド協定議定書による国際出願等(商標の国際出願に関して)

制度・手続

- はじめての方へ～私たちの身の回りのアイデア、デザインなどへ
- 特許
- 実用新案
- 意匠
- 商標
- 審判
- 国際出願
 - 特許協力条約(PCT)に基づく国際出願に関して
 - マドリッド協定議定書による国際出願等(商標の国際出願に関して)
 - パリ条約に基づく特許

マドリッド協定議定書による国際出願等(商標の国際出願に関して)

- 初めての方へ
- マドリッド協定議定書の概要
- マドリッド協定議定書に関するQ&A
- マドリッド協定議定書加盟国
- 国際商標出願手続について(特許様式等)
- 国際商標出願関係手数料
- WIPOによるサービス情報
- WIPOからの重要なお知らせ
- マドリッド協定議定書および関連規則について
- 基本・便覧

マドリッド協定議定書および関連規則について

- マドリッド議定書 目次
- 標章の国際登録に関するマドリッド協定及び同協定に関する議定書に基づく共通規則(特許庁仮訳)について
- 標章の国際登録に関するマドリッド協定及び同協定に関する議定書の適用のための実施細則(特許庁仮訳)について
- マドリッド協定及び同協定議定書に基づく標章の国際登録に関するガイド(平成26年12月改訂版)(日本語仮訳)

標章の国際登録に関するマドリッド協定及び同協定の議定書に基づく共通規則
(Common Regulations under the Madrid Agreement Concerning the International Registration of Marks and the Protocol Relating to that Agreement)

(2017年11月1日発効)
目次

第一章 総則

第1規則 略称

第1規則の2 協定が適用される指定及び同協定の議定書が適用される指定

第2規則 国際事務局との通信

第3規則 国際事務局に対する代理

第4規則 期間の計算

第5規則 郵便業務及び配達業務並びに電子的に送付された通信の欠陥

第5規則の2 処理の継続

第6規則 言語

第7規則 特定の特別な要件の通報

第二章 国際出願

第8規則 複数の出願人

第9規則 国際出願に関する手続

第10規則 国際出願に関する手数料

第11規則 商品及びサービスの分類又はそれらの表示に関するもの以外の欠陥

第12規則 商品及びサービスの分類に関する欠陥

第13

選任の取消し

第14

第15

第16

第17

第18

第19

第20

第21

第22

規則 3(6)(a) 12.01 代理人の記録は、出願人、名義人又は代理人の署名をした申請が受理されることにより取消される。取消しは簡単な手紙を使用して申請することができる。代理人の記録の取消しは、代理人が正規に選任されていた同じ出願人又は名義人のすべての国際出願又は国際登録を対象として効力を生じさせることも、又はその出願人又は名義人に関する特定の国際出願と国際登録を対象に効力を生じさせることも可能である。

規則 3(6)(a) 12.02 新しい代理人が正規に選任されることにより、国際事務局は職権で記録を取り消す。既に述べた通り(パラグラフ 10.05 参照)、代理人は常時一人のみ認められる。したがって、新しい代理人を選任した場合は、当然に以前選任した代理人と交替したものとみなされる。

12.03 また、名義人の変更の記録がなされた場合、国際事務局は職権により代理人の記録を取り消す。ただし、国際登録の新しい名義人によって代理人が再選任されたことが明示されている場合はこの限りではない。

■ 国際事務局への送金手続

➤ 手数料支払い

手続に関連した手数料は、事前に支払う必要があります。

必要額を計算の上、WIPOの口座にスイスフラン建てで送金。銀行振込のときは、送金の照合のために、通信欄に送金目的、国際登録番号、名義人名などを記載してください。

銀行振込のほか、クレジットカード※1、WIPOの予納口座※2を利用した支払いも可能。

※1 E-Payment, E-Renewalが利用できる場合のみ

※2 **[2017年から要件緩和]** 開設時の入金は、最低2,000スイスフラン以上に。利用回数の制限はなしに。

※送金に必要な手数料(送金手数料、中継手数料)は送信者の負担となりますが、国際事務局側の銀行の受取手数料は国際事務局で負担するため支払は不要です。

振込先銀行名：	Credit Suisse
銀行の所在地：	CH-1211 Geneva 70 SWITZERLAND
受取人の名称：	WIPO
受取人の住所：	34, chemin des Colombettes, 1211 Geneva 20 Switzerland
口座の番号：	CH51 0483 5048 7080 8100 0
SWIFT/BIC code*1:	CRESCHZZ80A

➤ レシートが届かない場合や、過払いによる払い戻しの請求等、手数料に関する情報はこちらをご覧ください。

WIPOのHP> 料金関連情報 (費用と支払い方法 - マドリッドシステム)

<http://www.wipo.int/about-wipo/ja/finance/madrid.html>

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

■ 実務上のポイント：送金における留意点

- 銀行振込の場合、国際事務局の会計担当者が支払い対象案件を特定するために外国送金依頼書中の「受取人への連絡事項」の欄に、必要な情報を記入してください。

(記入例)

- 名義人(出願人)名
 - 手続コード(EN、EXなど)
 - 基礎出願/登録番号か、国際登録番号
 - 商標の名称(出願時の場合)
- 上記情報を依頼書に記載せず、出願人・代理人自身で付けたレファレンス番号のみしか記載しない例がありますが、当該情報のみでは願書と支払のマッチングができません。

CE	国際登録の効力の継続の請求(Request for continuation of effects)
CP	一部停止(Partial cessation)
CPR	処理の継続の請求(Request for continued processing)
EE	更新(規則40.3)(Renewal (Rule 40.3))
EN	国際出願(International application)
EX	事後指定(Subsequent designation)
LI	限定の請求(Request for limitation)
LLC	ライセンスの記録の変更の請求(Request for amendment of the record)
MT	名義人の氏名若しくは名称又は住所の変更の請求(Request for change)
NLC	ライセンスの記録の請求(Request for recording of a license)
NT	個別手数料の二段階納付(日本・キューバのみ)(Second part of individual fee)
OB	EUからの切替(EU指定の切替から生ずる事後指定)(EU conversion (subsequent designation of EU designation))
RC	追加的更新(Complementary renewal)
RE	更新(Renewal)
RI	更正(Correction)
TR	名義人の変更の記録の請求(Request for change in ownership)

- マッチングできない場合は、料金欠陥通報となりますのでご注意ください。

(1)出願・本国官庁における認証



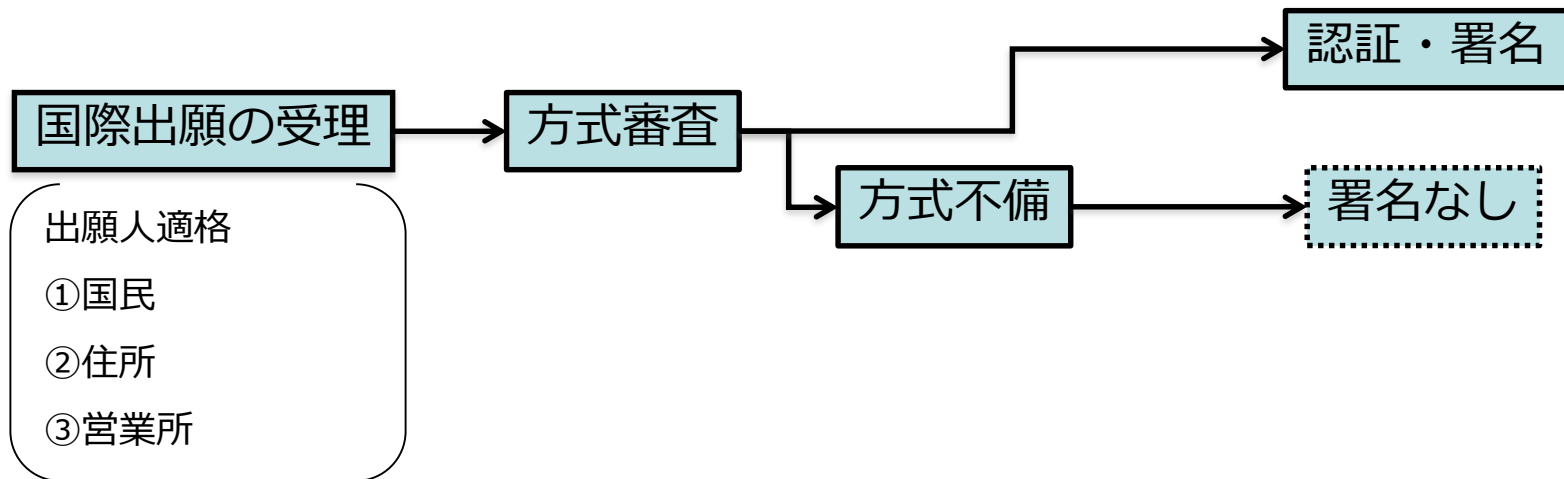
(2)国際事務局における方式審査・国際登録



(3)指定国における実体審査

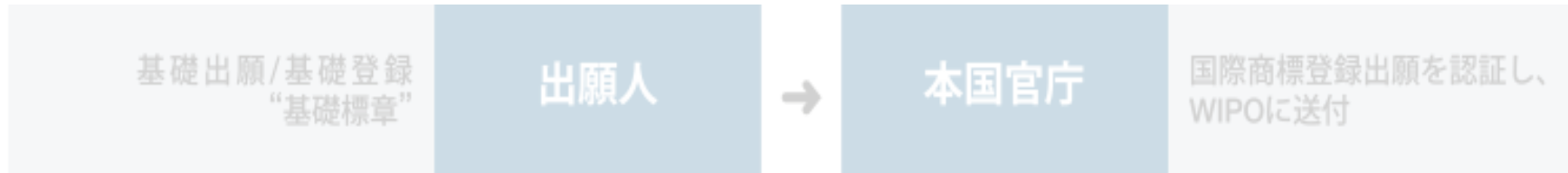
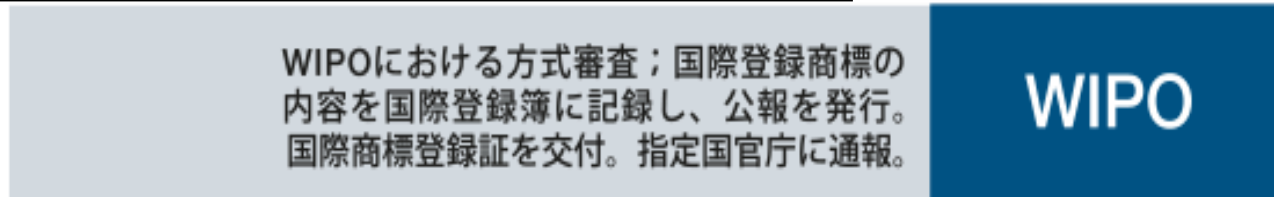


■ 本国官庁における認証

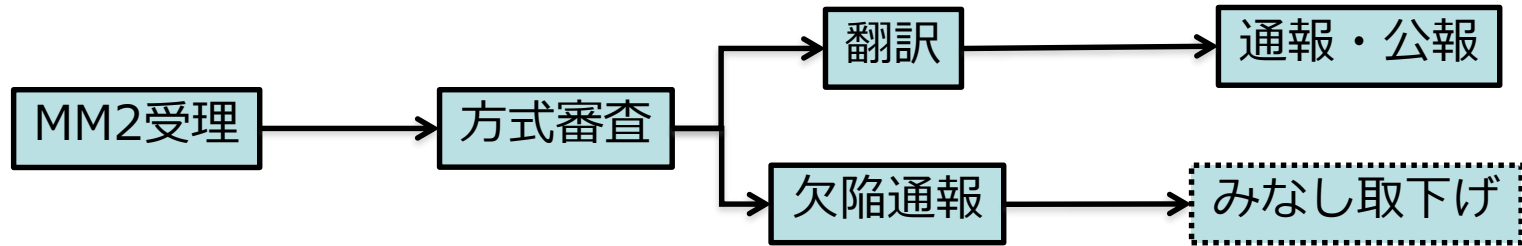


本国官庁における認証事項は以下のとおり（規則9(5)(D)）。

- 願書の受理日(i)
- 基礎商標との関係
 - ・ 名義人（出願人）(ii)
 - ・ 立体商標、団体商標(iii)
 - ・ 標章(iv)
 - ・ 色彩の主張(v)
 - ・ 商品・役務(vi)

(1)出願・本国官庁における認証(2)国際事務局における方式審査・国際登録(3)指定国における実体審査

■ 国際事務局における審査



□ 国際事務局による方式審査

- 分類欠陥（本国官庁が是正すべき欠陥）（規則12(1)）
- 表示欠陥（本国官庁が是正すべき欠陥）（規則13(1)）
- その他の欠陥（主に料金欠陥）（規則11）

□ 方式審査以降の過程

- 出願言語以外への翻訳、国際登録簿への記録（Madrid Monitorにも記録）
- 指定国への通報、本国官庁への通知、名義人への登録証の送付（規則14(1)）
- WIPO公報への掲載（E-Gazette）（規則32(1)(a)(i)）

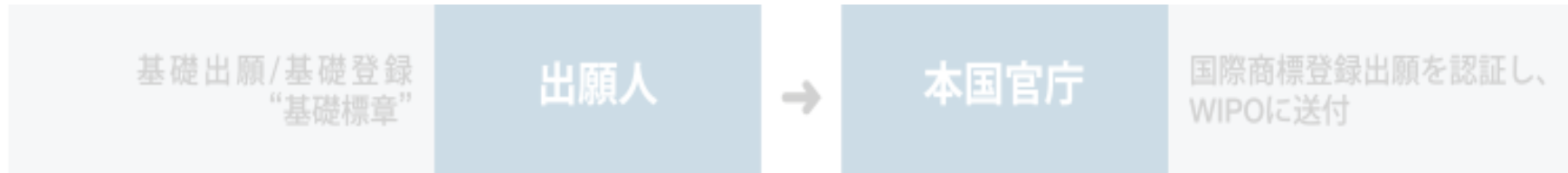
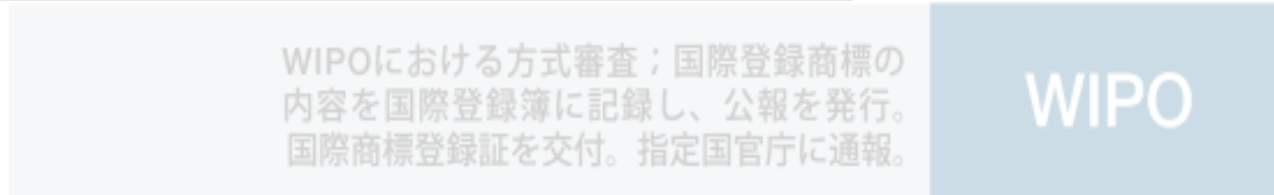
質問 4

国際事務局が、本国官庁から提出された分類に関する欠陥通報への意見書に同意しない場合、本国官庁と国際事務局のどちらの意見が優先するのでしょうか？

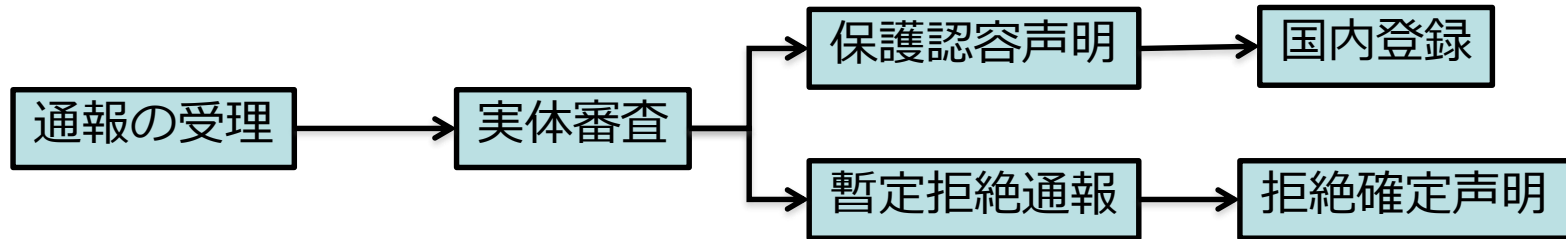
- 本国官庁
- 国際事務局

■ 実務上のポイント：欠陥通報の応答についての留意点

- 国際事務局が、本国官庁から提出された分類に関する欠陥通報への意見書に同意しない場合、国際事務局の意見が優先します（議定書3条(2)）。
- 欠陥通報への意見を踏まえ、国際事務局が欠陥通報の撤回、一部撤回、維持のいずれかを選択し、国際事務局が正しいと判断する分類で登録されます（規則12(9)）。
- なお、国際事務局は欠陥通報を維持する場合、本国官庁及び出願人にその旨通報しますが（規則12(6)）、意見書中に提案書が受け入れなかった場合の対応を明記した方が良い。
 - 追加料金の支払いの了承
 - 追加料金が発生する区分の削除の了承

(1)出願・本国官庁における認証(2)国際事務局における方式審査・国際登録(3)指定国における実体審査

■ 指定国における審査の過程



- 国際出願は指定国の国内法に基づき国内出願として審査（議定書4条(1)）
- 暫定拒絶通報は、通報期間内に限り送付可能（規則18(2)(a)）
- 保護認容声明は、通報期間内に拒絶理由がない場合に送付（規則18の3(1)）

※通報期間内にいずれの通報も送付されない場合、自動的に登録されたものとみなされる（拒絶通報期限の約2ヶ月後にMadrid Monitorに表示）。

Registration : 2015/49 Gaz, 17.12.2015, AU, BX, CN, CO, DE, ES, FR, GB, IT, KR, MX, RU, SG, TR, US, VN

580 Date of recording (date of notification from which the time limit to notify the refusal starts)

17.12.2015

The refusal period has expired and no notification of provisional refusal has been recorded (application of Rule 5 preserved)

ES

- 暫定拒絶通報が一部・全部撤回された場合、暫定拒絶通報後の保護認容声明を送付（規則18の3(2)）
- 拒絶通報を維持する場合、拒絶確定声明を送付（中国、マダガスカルを除く。）（規則18の3(3)）

■ 実務上のポイント：暫定拒絶理由通知への応答

	Limitationによる対応	現地代理人による対応
費用	現地代理人利用より低廉	Limitationに比して高額
期間制限	なし(※)	締約国の国内法
反論可能な拒絶理由	商品・役務の表示のみ	全拒絶理由

- 拒絶理由が指定商品・役務の表示に関するもののみである場合、MM6の申請がもっとも低廉な方法（177スイスフラン+送金手数料）
- 相対的拒絶理由等、拒絶理由が商品表示以外である場合は、現地代理人による対応が必要な場合が多い。

※限定の申請自体はいつでも可能であるが、暫定拒絶通報への期限内の応答とみなされるかどうかは締約国次第。

■ 実務上のポイント：加盟国の制度情報

➤ Madrid Member Profiles

加盟国の本国／指定国での手続（暫定拒絶の応答期限・起算日、各国の登録証の発行有無、限定による暫定拒絶の応答の可否、トランスフォーメーションの手続等）を照会可能なオンラインツール。

<http://www.wipo.int/madrid/memberprofiles/#/>
L

➤ (参考) 特許庁 加盟国の制度情報

日本の出願人が多く利用する主な指定国に関する制度情報を提供。

H29：中国、韓国、H28：欧州連合、インド、メキシコ、
H25：米国等

https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_shouhyou/kokusai/madopro_member_countries.htm

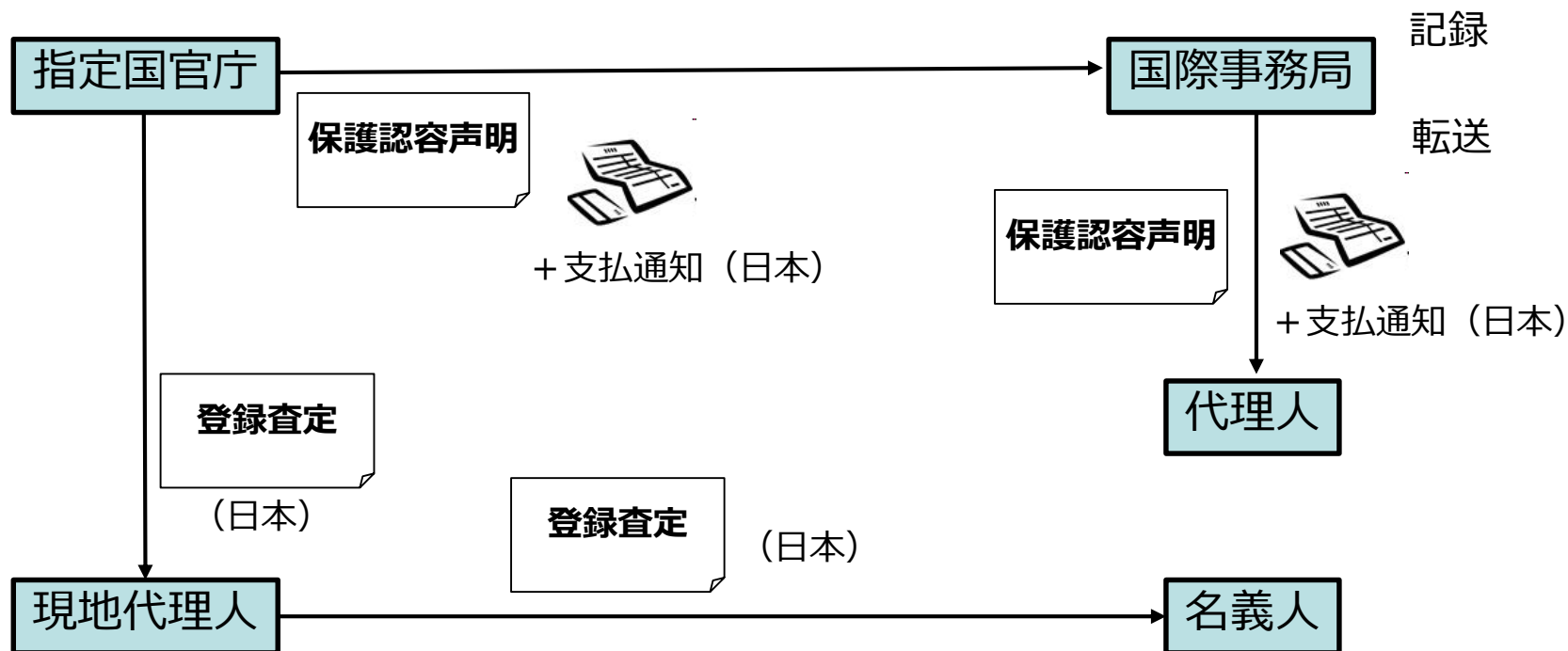
■ 実務上のポイント：登録証と保護証明

- 国際登録証（Certification of Registration）
国際登録されたときに1度だけ発行。
- 保護認容声明（Statement of Grant of Protection）
現在は各国の審査が終了した段階で、保護認容声明を送付することを義務化。
- 各国の証明書
条約の義務ではないが、各国官庁（アメリカ、韓国、日本等）で保護範囲を示す独自の証明書を発行する場合あり。中国では保護され次第に中国語の証明書を請求可能する企業も。
- 証明書（Certified Extract）
 - Detailed Certified Extract
国際登録の状況分析や商標のコピー、変更、拒絶などの詳細。
 - Simple Certified Extract
公報や通報の写し。

WIPO> マドリッド制度-商標の国際登録制度> 国際登録簿の抄本

(<http://www.wipo.int/madrid/ja/extracts/>) のページにて、サンプルや申請方法の記載あり。

■ 実務上のポイント：二段階納付



- 二段階納付を採用している国は、日本、キューバ、ブラジル
- 二段階納付の支払いを失念した場合、登録が却下されるので注意が必要
- 二段階納付の支払いの完了は、名義人に通知はありません。Madrid MonitorのReal-time StatusでWIPOから日本への支払いがあった旨の通報は確認可

3. 国際登録の管理

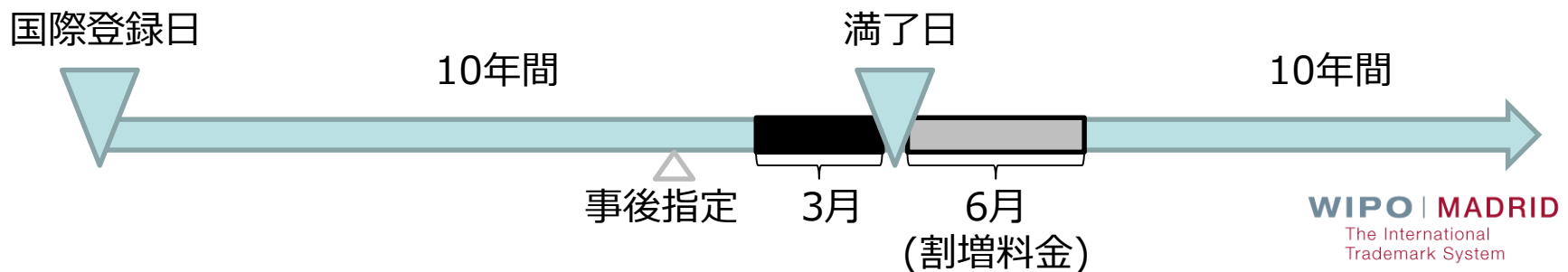
■ 国際登録の存続期間と更新

国際登録の存続期間は国際登録日から10年。満了6月前には名義人及び代理人に非公式の通報が送付されます。

➤更新

更新手続は満了日の3月前から満了日までの間にする（更新料のレートが当該期間に確定）。満了日以降も6月までは、基本手数料の割増料金の支払いによって更新可能。E-Renewalを利用したオンラインによる更新が便利（満了日の3月前からのみ利用可能）。

更新は満了日に国際登録簿に記録され（早く手続しても早く更新されることはない）、名義人又は代理人に証明書が送付されます。



■ 実務上のポイント：一部加盟国における使用証明について

➤ (参考) Information Notice No. 11/2016(2016/03/22)記事より

「マドリッド制度の法的枠組みは、商標の継続的な有効性を確保するために、商標の使用を立証する義務を課すものではありません。ただし、マドリッド制度のユーザーは、米国、フィリピン及びカンボジア※においてはそのような要件があることに注意する必要があります。これらの国においては、各国の法律により、商標の有効期間中、所有者が実際の使用又は不使用を宣言するための手続を行うことが義務付けられています。そのため、前記3カ国のいずれかを指定する国際登録の所有者は、各国における異なる要件、手続及び提出期限を考慮して、各関係官庁に直接宣言書を提出する必要があります。」

- 米国 Information Notices No. 16/2010及びNo. 9/2016
- フィリピン Information Notice No. 18/2013
- カンボジア Information Notice No. 11/2016

http://www.wipo.int/madrid/ja/news/2016/news_0006.html

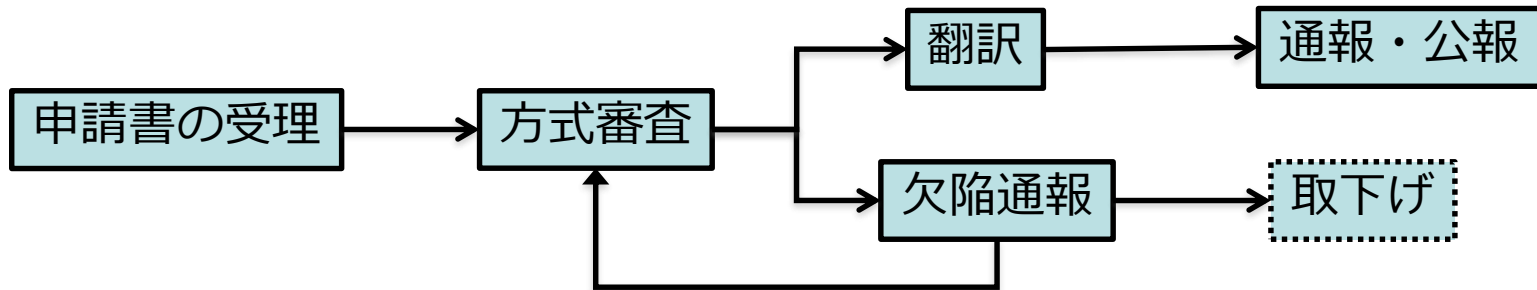
- ※ + 現在はモザンビーク、メキシコも実施。

Information Notice No. 41/2015

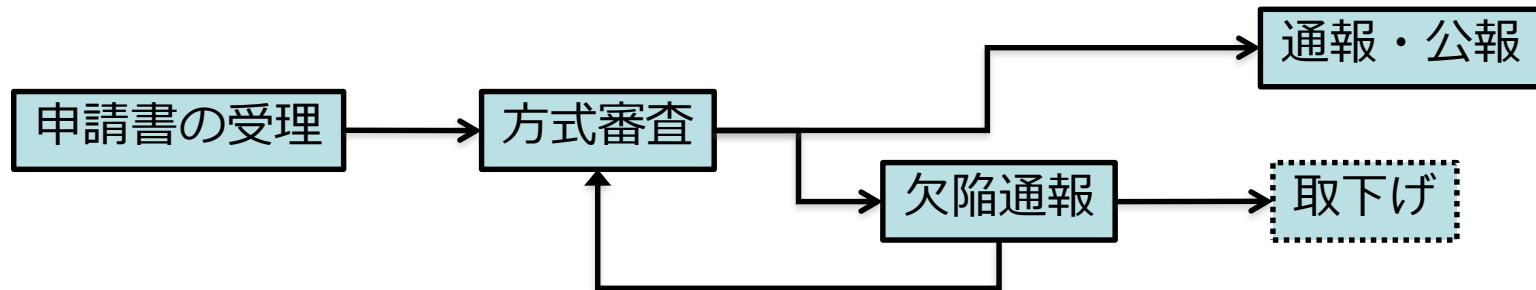
Information Notice No. 14/2018

■ 事後指定、各種変更手続の手続フロー

事後指定[限定あり] (MM4)、限定 (MM6)



事後指定[限定なし] (MM4)、名義変更 (MM5)、放棄 (MM7)、取消 (MM8)、名称・住所変更 (MM9)、代理人の名称・住所変更 (MM10)、代理人の選任 (MM12)



■ 実務上のポイント：事後指定における留意点

- 指定国の追加と商品・役務の追加
 - ・ 指定国：国際登録出願時に指定しなかった国を追加可能。国際登録出願後の加盟国（事後指定時は発効済）も追加可能*。
 - *ただし以下の国は議定書14条(5)の宣言により効力発行前(日付)の国際登録を基に事後指定不可。
エストニア(1998.11.18)、ナミビア(2004.6.30)、トルコ(1999.1.1)、フィリピン(2012.7.25)、インド(2013.7.8)、ブラジル(2019.10.2)
 - ・ 商品役務：国際登録簿に登録されている商品・役務の範囲内で追加可能。

- 事後指定日（規則24(6)(a)(b)）
 - ・ 国際事務局へ申請 → 国際事務局の受理日（欠陥がない場合）
 - ※ 国際登録番号、商品リスト等に欠陥がある場合、欠陥が是正された日
 - ・ 官庁経由で申請 → 官庁の受理日（2ヶ月以内にIBが受理した場合）
 - ※ 官庁の受理日から2ヶ月以内に欠陥が是正された場合、官庁の受理日
→ 欠陥通報日から3ヶ月以内に是正されない場合、放棄とみなされる。

- 事後指定の効力発生日（規則24(6)(d)）
 - ・ 国際登録の更新後（MM4のItem7(a)をチェック） も指定可能。
 - ・ 国際登録に関する変更後（MM4のItem7(b)をチェック）

- 保護期間（規則31(2)）
 - ・ 国際登録の期間満了日
事後指定日から10年ではないことに注意。更新後の効力発生も指定可能。

■ 実務上のポイント：名義変更(MM5)における留意点

- 譲受人が新名義人となるための資格（規則25(2)(a)(iv)）
＝国際出願の申請人の資格（営業所、住所又は国籍）を満たすこと
- 名義変更の申請人適格（規則25(1)(b)）
※国際事務局に申請する場合は、旧名義人（譲渡人）、及びその代理人
- 全部移転の場合は、同一名義人の複数の国際登録を一通のMM5で変更可能
- 部分移転の場合は、同一名義人であっても、一つの国際登録につき各々MM5にて申請
- 代理人の選任（規則3(6)(a)）
 - ・旧名義人の代理人は、新名義人により再選任されない限り、職権で抹消
 - ・新名義人の代理人は、MM5のItem5に新名義人による署名が必要

■ 実務上のポイント：限定(MM6)、放棄(MM7)、取消(MM8)における留意点

	限定 (MM6)	放棄 (MM7)	取消 (MM8)
商品	一部商品	全商品	一部・全商品
指定国	一部・全指定国	一部指定国	全指定国
手数料	177CHF	NA	NA
登録簿への効果	残存	残存	抹消
事後指定の可否	✓	✓	✗

➤ 限定 (MM6)

- ・商品が残らない場合、MM6は申請不可。
 - ・同一名義人の複数の国際登録について、一通のMM6で一括の限定が可能
- ※指定国、国際登録毎に異なる限定をする場合は、各々のMM6が必要

➤ 放棄 (MM7)

- ・指定国が残らない場合、MM7は申請不可。
- ・同一名義人の複数の国際登録について、一通のMM7で一括の放棄が可能

➤ 取消 (MM8)

- ・全部商品取消の場合、同一名義人の複数の国際登録について、一通のMM8で一括の取消が可能
- ※一部商品の取消の場合は、各々のMM8が必要

■ 実務上のポイント：継続手続（MM20）

➤ 継続手続（Continued Processing）の請求（2015年1月～）

出願人や名義人が国際事務局に対する応答を期間内に行えなかった場合に、関連する期間の満了日から2月以内に、200スイスフランの手数料とともに新公式様式MM20を国際事務局に提出することにより、国際事務局に手続の救済を請求できるようになりました（第5規則の2）。（期間の経過前には請求できません。）

対象は以下のとおり。

- 第11規則(2)及び(3)： 欠陥通報に対しての応答（出願人に依拠する欠陥のみに適用）
- 第20規則の2(2)： ライセンスの記録の請求に関する欠陥に対しての応答
- 第24規則(5)(b)： 事後指定の請求に関する欠陥に対しての応答
- 第26規則(2)： 国際登録簿の記録の変更及び取消しに関する欠陥に対しての応答
- 第34規則(3)(c)(iii)： 個別手数料における第二段階の料金納付の期間途過
- 第39規則(1)承継国への国際登録の効果継続に関する請求の期間途過

MM20(E)	
REQUEST FOR CONTINUED PROCESSING	
<small>For use by the applicant or holder</small>	
This request for continued processing contains the following number of continuation sheets:	
Applicant's or holder's reference:	
1	WIPO REFERENCE NUMBER <small>(Please, provide the 9-digit number that appears in the notice of irregularity or in the notification sent under Rules 34 or 39 as part of the WIPO reference number. Type one digit in each box. For example, for reference number EN-1783955701/LB, type: 783955701)</small>
	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
2	PLEASE, PROVIDE ONE OF THE FOLLOWING <small>(Where the request relates to more than one international registration, just provide the number of one of those registrations; where the request concerns an international application, please provide either the basic application number or the basic registration number)</small>

■ 国際登録簿の更正

- 国際登録簿に不備があるときは、国際事務局の職権、名義人又は官庁の申請によって更正（Correction）されます（規則28(1)、ガイドB.II 70.01-）。

<更正の対象事項>

	国際事務局(IB)	本国官庁	名義人(代理人)
申請書との相違	✓	✓	✓
明白な誤記	✓	✓	✓
客観的な誤記	✗	✓	✗
事務的な誤記	✗	✗	✗

- 申請書との相違： IBの入力ミス等
- 明白な誤記： 更正すべきことに疑いないような明白な誤記等
- 客観的な誤記： 名義人の氏名又は住所・基礎登録番号が、本国の登録簿の記載と相違する場合等
- 事務的な誤記： 出願人、名義人、又は代理人のミスによる商品（役務）リスト、指定国の表示の記載漏れ等

■ 実務上のポイント：更正における留意点

MM21(E)

➤ 更正の手続→様式の使用を推奨

※ MM21 : <http://www.wipo.int/madrid/en/forms/>

➤ 関連する国際登録番号、更正の箇所、署名等を記載
(英語) して送付

※ 国際事務局の宛先 : [Contact Madrid](#)

➤ 出願人側の記載ミスによる場合は、更正手続による修正はできません。

➤ MM2に記載した商品（役務）リストについては、原則、本国官庁に提出後は『自発的に』訂正する機会はありません。国際登録後に更正対象と扱われる機会も限定されています。MM2を提出後、翻訳ミスやスペルミスが発見されて問題になるケースの相談がたびたび寄せられていますので、出願前には慎重にご確認ください。

➤ 本国官庁の誤りについては、公報掲載から9ヶ月以内に更正を依頼する必要があります（規則28(4)）。国際登録された記述の内容のチェックは早期にしていた たくことを推奨いたします。

REQUEST FOR THE CORRECTION OF A RECORDING

For use by the holder	For use by the Office
This form includes the following number of continuation sheets:	This form includes the following number of continuation sheets:
Holder's reference:	Office's reference:
<p>1 INTERNATIONAL REGISTRATION NUMBER <small>(Please, provide the international registration number (and the letter, if any). Type one digit in each box. For example, for international registration number 123456A, type 123456A)</small></p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; display: flex; justify-content: space-between;"> </div>	
<p>2 REFERENCE NUMBER <small>(a) If the holder or his representative requests the correction: WIPO REFERENCE NUMBER <small>(Please, provide the 9-digit number that appears in the notification as part of the WIPO reference number. Type one digit in each box. For example, for reference number 806/133456789, type: 123456789)</small></small></p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; display: flex; justify-content: space-between;"> </div> <p><small>(b) If the Office requests the correction: WIPO NOTIFICATION NUMBER <small>(Please, provide the 3-letter and the 6-digit number that appear in the notification. Type one letter or digit in each box. For example, for reference number ENN/2014 01, type: ENN201401)</small></small></p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; display: flex; justify-content: space-between;"> </div>	



WIPO | MADRID

The International
Trademark System

■ Q&Aセッション

大塚 正俊

アソシエイトオフィサー、
マドリッド情報・促進部、
マドリッド登録部、WIPO

目黒 潤

コンサルタント、
WIPO日本事務所

2020年 5月25日

マドリッド制度の最新情報

- マドリッド制度ウェブサイト
www.wipo.int/madrid/en
www.wipo.int/madrid/ja
- マドリッド関連ウェビナー
- インフォメーションノートス
及び マドリッドハイライト

